

平成 28 年 10 月 13 日

青森市政記者会 様

青森市都市整備部建築指導課長

「公開建築パトロール」の実施について

平成 28 年度違反建築防止週間に伴う「公開建築パトロール」を下記のとおり実施しますので取材・報道をよろしくお願ひします。

記

1. 日 時  
平成 28 年 10 月 17 日（月）・18 日（火）  
午前 10：00 から午後 3：00 まで  
※午前 10：00 頃柳川庁舎を出発します。  
※平成 28 年 10 月 18 日（火）の取材はご遠慮願ひします。
2. 場 所  
市内全域
3. 目的・内容等  
本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く市民の理解と認識を深め違反建築の防止を図り、建築物の安全性と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。  
「公開建築パトロール」は違反建築の未然防止・適切な工事監理・完了検査申請の徹底のために実施する。

【担当】

青森市都市整備部 建築指導課

担当：主幹 和田、技師 堀籠

電話：017-761-4526

FAX：017-761-4513

## 公開建築パトロールの実施について

### 1 実施日時

平成28年10月17日（月）及び18日（火）

### 2 実施対象区域（市街化区域）

青森市を3区域（東部・西部・浪岡）に分割し、それぞれの区域の新興住宅街を主な対象地域とする。

- ・平成28年10月17日（月）

第1班 東部区域

第2班 西部区域

- ・平成28年10月18日（火）

浪岡区域

### 3 動員体制

- ・平成28年10月17日（月）午前10時00分から午後3時00分まで

1班あたりの編成は、市職員2名及び青森県建築士会青森支部の行政協力員2名の合計4名とする。

区 分	市 職 員	行政協力員	使 用 車 両
第1班	2名	午前・午後 各2名（計4名）	公用車
第2班	2名	午前・午後 各2名（計4名）	公用車
計	4名	8名	2台

- ・平成28年10月18日（火）午後1時00分以降

編成は、市職員2名の1班で公用車を利用する。

### 4 実施対象

- ・住宅・共同住宅等で、現在工事中の建築物
- ・建築確認申請時点で工事監理者が未定の建築物

### 5 措置

無確認着工及び建ぺい率等の違反でその程度が甚だしい場合は、建築基準法第9条第10項の命令書を発し、工事現場に違反建築物である旨の標識を設置する。

工事監理者が未定の状態で工事が進行している場合は、工事停止を指示し、早急に工事監理者を決定し届け出をするように指導する。

### 6 終了報告

パトロール終了後直ちに集計し、青森県県土整備部建築住宅課に報告する。

建築パトロール区域図

